

○日本国憲法

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建
設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろ
こび、極密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三
条による帝國議會の議決を経た帝國憲法の改
正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

昭和二十一年十一月三日
内閣總理大臣兼

吉田 茂

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による平和と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵みを確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起るのないやうにすることを決意し、ここに我が國が世界に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠にして、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは全世界の民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを詔勅を排除する。

第一章 天皇

十一

第一条 天皇は、日本國の象徵であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三条 天皇の國事に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に關する権能をする

第一章 戦争の放棄

第九条 文書を認証すること。
第二章 戰爭の放棄

第八条 外國の大使及び公使を接受すること。
儀式を行ふこと。

第九条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室
が、財産を譲り受け、若しくは賜与するこ
とは、国会の議決に基かなければならな

② 有しない
天皇は

法津の宝庫

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができ
る。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政事を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に關する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

二 景況改善のための各種の公有化すること。

第三四と。国会議員の総選挙の施行を公示することと衆議院を解散すること。

五　國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の言任狀を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

八七
米典を授与すること
批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室
十九 外国の大使及び公使を接受すること。
儀式を行ふこと。

が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。

第二章 戦争の放棄

日本国憲法 天皇 戦争の放棄

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、裁判所において裁判を直ちに弁護人に依頼する権利を有しない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 証人に対する機会を充分に与へられ、又は自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格

を有する弁護人を依頼することができます。被告人が自らこれを依頼することができるときは、國でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

第三十九条 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人はの自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後は、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十一条 何人も、抑留又は拘禁された後は、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

第四章 国会

第四十二条 国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第四十三条 国会は、衆議院及び參議院の両議院でこれを構成する。兩議院は、全國民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 兩議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四条 兩議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は收入によつて差別してはならない。

③ 衆議院が解散されたときは、参議院は、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、参議院は、その召集を決定しなければならない。

② 同時に閉会となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時ものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条 兩議院は、各々その議員の資格

第46条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要請があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分之一以上の要求があれば内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時ものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条 兩議院は、各々その議員の資格

に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上による議決が必要とする。

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(2) 両議院の議事は、この憲法に特別の定ある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(2) 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

(3) 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表决は、これを会議録に記載しなければならない。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

(2) 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定ある場合には、両議院で可決したとき法律となる。

(2) 衆議院で可決し、参議院でこれと異なる議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき前項の規定は、法律となる。

(3) 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことによ

り、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

第六十条 内閣総理大臣は、文民十日以内に、議決しないときは、衆議院は、議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

(2) 予算について、参議院で衆議院と異なる予算を立てた場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院中可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とす。

(2) 予算について、参議院で衆議院と異なる予算を立てた場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院が指名の議決をいた後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十二条 両議院は、各々國政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条 内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができます。

(2) 弾劾に関する事項は、法律でこれを定めとき、出席しなければならない。

第六十四条 國会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

(2) 弹劾に関する事項は、法律でこれを定めた議院は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき法律となる。

(3) 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことによ

り、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第五章 内閣

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

第六十七条 内閣総理大臣は、文民十日以内に、議決しないときは、衆議院は、議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

(2) 予算について、参議院で衆議院と異なる予算を立てた場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院が指名の議決をいた後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 衆議院と参議院とが異なるたる指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をいた後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十九条 両議院は、各々國政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第七十条 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。

第七十一条 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

第七十二条 衆議院で不信任の決議が可決し、又は、十日以内に衆議院が解散されないと、内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第七十三条 内閣は、衆議院で決議案を否決したときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十四条 國会は、内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

外、左の事務を行ふ。
一 法律を誠実に執行し、國務を總理すること。

二 外交關係を處理すること。
三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。
六 この憲法及び法律の規定を実施すること。この法令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を決定すること。

第八章 國務大臣
第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣總理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条 國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章 司法
第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する事務に於て、規則を定め

る権限を有する。

② 檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
③ 最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める権限を、下級裁判所に委任するこ

とができる。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機關がこれを行ふことはできな

い。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成され、その長たる裁判官以外の

裁判官は、内閣でこれを任命する。その任命

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命

後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国

民の審査に付し、その後十年を経過した後

初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に

審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多数が裁

判官の罷免を可とするときは、その裁判官

は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定め

第七章 財政
第八十三条 国の財政を處理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によるることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設ける。内閣の責任でこれを支出することができる。

第八十八条 すべて予備費の支出については、内閣

② すべて予備費の支出については、内閣

は、事後に国会の承諾を得なければならぬ。

③ すべて皇室の費用は、予算に計上して当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中に

第八十九条 国会の議決を経なければならぬ。公金その他の公の財産は

第九十六条 この憲法の改正は、議員の三分の二以上賛成で、各議院の総議会が、この

第一百一十九条

行の際、参議院がまだ

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の總議員三分の二以上による賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案して、その承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

② 第九十一回 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第十章 最高法規

第八章 地方自治

第九十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利を得は過去幾多の試鍛に堪へ、現在及び将来の国民に対し、このことのできなり。永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その規範に反する法律、命令、詔勅等は

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるとところにより、その議事機関として議会を設置する。
② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公

第九十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的個人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の侵奪によって現在及び将来の国民をして信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その規範に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的個人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の侵奪によって現在及び将来の国民として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、國の最高法規であつて、その規範に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は攝政及び國務大臣、議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第九十五条 一の、地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところによつて、その過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的個人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の試験に堪へ現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その規範に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は攝政及び國務大臣、議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第一百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手

第十一章 補則

第九章 改正

第二百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。
② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これ